

一般社団法人 三川町シルバー人材センター
会員互助会会則

(組 織)

第1条 この会は、一般社団法人三川町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員及び職員で組織する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、センターの事務所内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の親睦並びに共助を図り、センターの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1)この会員の福利厚生に関すること。
- (2)会員の表彰、慶弔、傷害の見舞いに関すること。
- (3)その他会員が必要と認めた事業。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3)幹 事 若干名
 - (4)監 事 2名(センターの監事が兼務する)
- 2 幹事は、会員の中から総会において選出する。
 - 3 会長、副会長は、役員会において互選し、総会の承認を得るものとする。
 - 4 会計は、職員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条 役員会は、必要な都度、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長があたる。

(相談役)

第8条 この会に相談役を置くことができる。相談役は会長が推薦し、役員会の承認を得るものとする。

(運営費)

第9条 この会の運営費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1)会 費 (年会費500円)
- (2)助成金
- (3)寄付金
- (4)その他

(総 会)

- 第10条 総会は、センターの通常総会と同時に開催する。
- 2 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。
 - 3 この会の事業計画及び予算、事業報告及び決算は会長が作成し、役員会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(表彰・慶弔等)

第12条 この会の表彰及び慶弔等は、次によるものとする。

種 別	適用基準	支給基準	
表 彰	10年以上センターに在籍して就業し、センターの事業発展に貢献した会員に対して	感謝状と記念品	
慶 弔	就業中に死亡した会員に対して	弔慰金 10,000円	弔辞・ 弔電等
	就業以外で死亡した会員に対して	弔慰金 5,000円	
傷害見舞	就業中による傷害入院療養が7日以上になった会員に対して	見舞金 5,000円	

- 2 上記の他、会長が必要と認めたものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、役員会で決定する。

(改 廃)

第14条 この会則の改廃は、役員会の決議を経て、総会の承認の得るものとする。

附 則

この会則は、一般社団法人 三川町シルバー人材センター設立認可のあった日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月30日から施行する。